（様式５）

最終更新日：2025年10月31日

# 日本フライングディスク協会　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。（URL：https://www.jfda.or.jp/2021/02/15/governancecode-selfexplanation/）

| 審査項目通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | ［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである | （1）組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること | 『一般社団法人日本フライングディスク協会中長期基本計画2020-2024』を策定し、当協会HPにて公表している。計画策定に当たっては、理事会にて審議を行うとともに、会員を対象とした意見募集（パブリックコメント）を行い、役職員のみならず、会員からも幅広く意見を募っている。<br>■中長期基本計画に関する意見募集<br>URL: https://www.jfda.or.jp/2020/04/22/master-plan-public-comment/<br>■「一般社団法人日本フライングディスク協会中長期基本計画」に関するご意見への回答<br>URL: https://www.jfda.or.jp/web/wp/wp-content/uploads/2020/05/masterplan-publiccomment-answer.pdf<br>なお、2025年度からの中長期基本計画については、2024年度中に策定予定だったが調整に時間を要し現時点で未策定のため、暫定的に中長期基本計画2020-2024の方針を継続して採用している。新たな中長期基本計画については2025年度内に策定予定である。 | #1「一般社団法人日本フライングディスク協会中長期基本計画2020-2024」<br>#2「協会WEBサイト中長期基本計画掲載箇所画像キャプチャ」<br>#3「2019年度第3回通常理事会議事録」<br>#6-3「業務分掌規程」 |
| 2 | ［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである | （2）組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること | 中長期基本計画は、「事業計画」・「人材計画」・「財務計画」の3つの計画を総合した計画となっており、このうち、「人材計画」が組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画に該当する。<br><br>現時点で未策定のため、暫定的に中長期基本計画2020-2024の方針を継続して採用している。<br>新たな中長期基本計画については2025年度内に策定予定である。 | #1「一般社団法人日本フライングディスク協会中長期基本計画2020-2024」 |
| 3 | ［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである | （3）財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること | 中長期基本計画は、「事業計画」・「人材計画」・「財務計画」の3つの計画を総合した計画となっており、このうち、「財務計画」が財務の健全性確保に関する計画に該当する。<br><br>現時点で未策定のため、暫定的に中長期基本計画2020-2024の方針を継続して採用している。<br>新たな中長期基本計画については2025年度内に策定予定である。 | #1「一般社団法人日本フライングディスク協会中長期基本計画2020-2024」 |

（様式５）　　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

| 審査項目通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|---|---|---|---|---|
| 4 | ［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること<br>①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること | 現在、役員等の体制を含めた組織改革の実施途中であり、その過程で外部理事および女性理事の目標割合について検討中である。<br>なお、女性理事の割合については、2025年10月末時点で18%(11名中2名）となっている。 | #4『理事名簿』<br>※左記の内容を2025年度自己説明にて公表することで証憑書類の代わりとする |
| 5 | ［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること<br>②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること | 当協会は評議員会を設置していないため、本項目は適用対象外である。 | |
| 6 | ［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | （1）組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること<br>③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること | アスリート委員会は設置しているが、委員不在の状態が続いており、委員会としての活動も停止している。<br>「アスリート委員会運営規程」について未施行のため、規程制定から運用の実施に向けて2025年度から2026年度にかけて整備していく予定である。 | ※左記の内容を2025年度自己説明にて公表することで証憑書類の代わりとする |

（様式５）　　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

| 審査項目通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|---|---|---|---|---|
| 7 | ［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | （2）理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること | 現在の理事会は、11名の理事、2名の監事によって運用されている。また、原則として月に1度のペースで理事会を開催し、実効性を確保している。 | #5「2023・2024年度<br>理事会開催実績」 |
| 8 | ［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | （3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること<br>①理事の就任時の年齢に制限を設けること | 就任時年齢制限について、「役員候補者の選考に関する規程」を作成し、2027年度の次回改選時より適用予定。 | ※左記の内容を2025年度自己説明にて公表することで証憑書類の代わりとする |
| 9 | ［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | （3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること<br>②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること | 再任回数の上限について、「役員候補者の選考に関する規程」を作成し、2027年度の次回改選時より適用予定。 | ※左記の内容を2025年度自己説明にて公表することで証憑書類の代わりとする |
| | | | 【例外措置または小規模団体配慮措置】 | |

（様式５）　　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

| 審査項目通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|---|---|---|---|---|
| **10** | ［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | （4）独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること | 「役員候補者の選考に関する規程」を作成し、2027年度の次回改選時より適用予定。<br>「役員候補者の選考に関する規程」をもとに役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置する予定。 | ※左記の内容を2025年度自己説明にて公表することで証憑書類の代わりとする |
| **11** | ［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | （1）NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること | NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程として、『服務規程』を整備している。 | #6-1「服務規程」 |
| **12** | ［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | （2）その他組織運営に必要な規程を整備すること<br>①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか | 法人の運営に関して必要となる規程として、「定款」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」、「業務執行（組織・職位）に関する基本規程」を整備している。また、「専門委員会設置規程」「会計処理規程」、「事務局規程」等を具備している。 | #6-2「定款」<br>#6-3「業務分掌規程」<br>#6-4「職務権限規程」<br>#6-5「業務執行（組織・職位）に関する基本規程」<br>#6-6「専門委員会設置規程」<br>#6-7「会計処理規程」<br>#6-8「事務局規程」 |

（様式５）　　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

| 審査項目通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|---|---|---|---|---|
| 13 | ［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | （2）その他組織運営に必要な規程を整備すること<br>②法人の業務に関する規程を整備しているか | 法人の業務に関して必要となる規程として、『服務規程』、『事務処理規程』、『個人情報取扱規程』、『公益通報規程』を整備している。 | #6-9「服務規程」<br>#6-10「事務処理規程」<br>#6-11「個人情報取扱規程」<br>#6-12「公益通報規程」 |
| 14 | ［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | （2）その他組織運営に必要な規程を整備すること<br>③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか | 法人の職員の報酬等に関する規程として、『職員給与規程』を整備している。役員の報酬等は、定款にて規定している。 | #6-13「職員給与規程」 |
| 15 | ［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | （2）その他組織運営に必要な規程を整備すること<br>④法人の財産に関する規程を整備しているか | 法人の財産に関する規程として、『会計処理規程』、『寄付金取扱規程』を整備している。 | #6-7「会計処理規程」<br>#6-14「寄付金取扱規程」 |

（様式５）　　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

| 審査項目通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|---|---|---|---|---|
| 16 | ［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | （2）その他組織運営に必要な規程を整備すること<br>⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか | 財政的基盤を整えるための規程として、『運営資金積立金管理規程』を整備している。 | #6-15「運営資金積立金管理規程」 |
| 17 | ［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | （3）代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること | 「日本代表選考規程」を整備し、日本代表選手の公平かつ合理的な選考およびその他選手の権利保護に関する運用を実施している。 | #6-16「日本代表選考規程」 |
| 18 | ［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | （4）審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること | フライングディスクは選手によるセルフジャッジを前提としており審判員の役職が存在しないため、本項目は適用対象外である。 | |

（様式５）　　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

| 審査項目通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|---|---|---|---|---|
| 19 | ［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | （5）相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること | 弁護士と顧問契約を締結している。 | #7『法律顧問契約書の写し』 |
| 20 | ［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。 | （1）コンプライアンス委員会を設置し運営すること | 2020年4月よりコンプライアンス委員会を設置し、定期的に会議を開催している。なお、役割や権限は『専門委員会設置規程』にて定められているほか、女性委員も1名任命している。 | #6-6「専門委員会設置規程」<br>#8「コンプライアンス委員名簿」 |
| 21 | ［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。 | （2）コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること | コンプライアンス委員会の構成員に弁護士及び学識経験者を配置している。 | #8「コンプライアンス委員名簿」 |

（様式５）　　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

| 審査項目通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|---|---|---|---|---|
| 22 | ［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである | （1）NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること | 役職員に対するコンプライアンス教育については、2024年度は実施できていない。<br>2025年度は実施予定。 | ※左記の内容を2025年度自己説明にて公表することで証憑書類の代わりとする |
| 23 | ［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである | （2）選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること | 日本代表行動規範を作成し、代表選手および指導者（監督・コーチ・チームスタッフ等）に対してコンプライアンスを含めて説明して、内容について確認いただいたうえで、誓約書を提出していただいている。 | #9「日本代表行動規範」<br>#10「誓約書」 |
| 24 | ［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである | （3）審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること | フライングディスクは選手によるセルフジャッジを前提としており審判員の役職が存在しないため、本項目は適用対象外である。 | |

（様式５）　　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

| 審査項目通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|---|---|---|---|---|
| 25 | ［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである | （1）法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること | 法律面については、顧問弁護士からのサポートを受けることができる体制は構築されている。税務及び会計面については、税務、会計等に専門性を持つ役員（会長）が監督している。 | #7「法律顧問契約書の写し」<br>#11「業務執行理事経歴」 |
| 26 | ［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである | （2）財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること | 支払事務や財務諸表の月次整理など、事務局と財務・税務担当理事との間での経理処理に関するルールを確立し、運用している。 | #4『理事名簿』<br>#12『監事名簿』 |
| 27 | ［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである | （3）国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること | 現状、競技会等開催地の自治体からの補助金、公益財団法人日本レクリエーション協会からの補助金、toto助成金を利用している。いずれも適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守している。 | #13「令和6年度スポーツ振興くじ助成金交付額確定通知書」 |

（様式５）　　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

| 審査項目通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|---|---|---|---|---|
| 28 | ［原則7］適切な情報開示を行うべきである。 | （1）財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと | 法令に基づき、事業年度ごとに貸借対照表、一般正味財産増減書及び明細書を作成し、当協会ホームページ上にて開示している。<br><br>■定款・規程・業務・財務<br>URL: https://www.jfda.or.jp/about/report/ | #14一般社団法人日本フライングディスク協会2024年度事業報告書・決算報告書 |
| 29 | ［原則7］適切な情報開示を行うべきである。 | （2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと<br>① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること | 選手選考に関する情報については、当協会HP内の各国際大会特設ページにて公開している。<br><br>■WFDF2024世界アルティメット選手権大会(2024WUC)　日本代表選考エントリー開始のご案内<br>https://www.jfda.or.jp/2023/08/12/2024wuc-nationalteam-application/ | 左記当協会ホームページで対応しているため証憑の代わりとする |
| 30 | ［原則7］適切な情報開示を行うべきである。 | （2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと<br>② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること | ガバナンスコードの遵守に関する取組みの実施について、その実施状況を当協会ホームページ上で公表している。<br><br>■協会ガバナンス強化プロジェクト<br>URL: https://www.jfda.or.jp/governance-enhancement/ | #15「協会WEBサイト「協会ガバナンス強化プロジェクト」画像キャプチャ」 |

（様式５）　　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

| 審査項目通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|---|---|---|---|---|
| 31 | ［原則8］利益相反を適切に管理すべきである | （1）役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること | 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理するための規程として、『利益相反管理規程』を整備している。 | #6-17「利益相反管理規程」 |
| 32 | ［原則8］利益相反を適切に管理すべきである | （2）利益相反ポリシーを作成すること | 当協会の利益相反ポリシーについては、『利益相反管理規程』第7条にて定められている。 | #6-17「利益相反管理規程」 |
| 33 | ［原則9］通報制度を構築すべきである | (1) 通報制度を設けること | 2021年4月に公益通報規程を整備し、ハラスメント等に関する相談窓口（公益通報窓口）を設置した。<br><br>■ハラスメント等に関する相談窓口（公益通報窓口）<br>URL：https://www.jfda.or.jp/whistleblowing/ | #6-6「公益通報規程」<br>#16「公益通報窓口利用の手引き」<br>#17「協会WEBサイト『ハラスメント等に関する相談窓口』画像キャプチャ」 |

| 審査項目通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|---|---|---|---|---|
| 34 | ［原則9］通報制度を構築すべきである | （2） 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること | コンプライアンス委員会に弁護士を配置し、運用に当たっている。 | #8「コンプライアンス委員名簿」 |

| 審査項目通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|---|---|---|---|---|
| 36 | ［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである | （2） 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること | 懲罰審査会を招集して処分内容の決定を行うこと（中立性の確保）、処分内容の決定に際して法律に詳しい外部の専門家の意見を仰ぐこと（専門性の確保）、の2点については、懲罰規程第8条にて定められている。 | #6-18「懲罰規程」 |
| 37 | ［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。 | （1）NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること | 処分に関する規程として、『懲罰規程』を整備している。また公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁の利用に関する自動応諾条項は、『フライングディスク競技者規程』第6条にて定められている。 | #6-18『懲罰規程』<br>#6-19『フライングディスク競技者規程』 |

| 審査項目通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|---|---|---|---|---|
| 38 | ［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。 | （2）スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること | スポーツ仲裁の利用が可能であることに関する処分対象者への通知については、懲罰規程第9条にて定められている。 | #6-18「懲罰規程」 |
| 39 | ［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。 | （1）有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること | 危機管理体制の構築については、NF総合支援センター法務サポート「危機管理・不祥事対応、内部通報制度」における研修会受講および大学スポーツ協会等の支援により、2024年度（2025年3月13日）に整備をした。 | #19「危機管理マニュアル」.pdf |
| 40 | ［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。 | （2）不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること<br>※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施 | 当協会では過去4年以内に危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置していないため、本項目は審査対象外である。 | |

（様式５）　　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

| 審査項目通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|---|---|---|---|---|
| 41 | ［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。 | （3）危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること<br>※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施 | 当協会では過去4年以内に危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置していないため、本項目は審査対象外である。 | |
| 42 | ［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。 | （1）加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと | 地方組織に関連する規程として『都道府県協会設立規程』は整備されており、業務執行について指導、助言、支援は行っているが、権限関係の明確化は行われていない。地方組織等の権限関係について、各地方組織のご意見を確認し、調整を含め丁寧に進めるため、2025年度より都道府県協会担当理事の主導の下で権限関係に関する規定を含めた新たな規程を整備予定。 | ※左記の内容を2025年度自己説明にて公表することで証憑書類の代わりとする |
| 43 | ［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。 | （2）地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと | 加盟団体及び都道府県協会との情報共有・各種調整を目的とした「FDPAC会議」の定期的な開催をしていたが、2023年度から2024年度については実施ができていない。2025年度より再開に向けた体制を整備予定。 | |